

ノーマリゼーションの展開*
Changing Patterns in Residential Services
for the Mentally Retarded
Part IV : Patterns Which Are Changing

バンク・ミケルセン**
井原成男(訳)***
N. E. Bank-Mikkelsen
Translated by Nario Ihara

デンマークにおいて変化しつつある
パターン

歴史的発展

デンマークは周囲1万6千マイル、人口は500万で同等に分布し、高度に発達したコミュニケーション・システムをもち、市民にとって容易に手の届くところに社会・医療・教育の施設が比較的均質に分配されている。社会保障制度は“福祉国家”のひとつとみなされる程に高度であるし、デンマーク自らもそのように考えている。そこから、平等への公けの期待も生まれてきた——教育において、また病気・事故・死といった状態においての平等についての期待である。

けれども、このような制度の中にもなお、それからはずされた人々は現われている。知恵おくれの人々は、少数であるために、これらの制度からはずされた人々として現われる、取り残されたグループに数えられている。少数派というものは常に、たいていは否定的なやり方で、孤立させられる。こうした否定的な差別は、彼らにおいては、よく発達した民主政治の基礎とみなされる平等が達成されていないという事実からわかる。

過去についての詳しい分析によって、我々は自

身の発達においてさまざまな段階を通過してきたことがわかる。それは Wolf Wolfensberger がくわしく記述している。この論文はそのような徹底した分析を意図したものでなく、たんにこの発達の概要を追ってみようとするものである。

“治療への信頼”から保護主義へ

知恵おくれの人々のための公共施設が初めて設立されたのは1855年で、この創設は私的なものであった。24箇所に分らばる小さなスクール・ホームであった。アイデアはスイスのものからきていて、かなり楽観的であるが、知恵おくれを治療するという目的をもっていた。一生徒から「正常な能力をもつ」人々をつくりだそうというものである。このことは医学上及び教育学上の内容をさし、教育の主なものは肉体的な訓練であった。2・3年後、この事業は断念された。治療された者はなく、そこで、目的は保護的な世話ということになった。これは知恵おくれの人々を社会から保護し、逆に、社会を知恵おくれの人々から保護することさえめざす、保護主義を特徴としていた。あらゆる保護主義者の姿勢は、第二次世界大戦寸前までコペンハーゲン大学にも残されていた理論、すなわち知恵おくれの人々の中には知恵がおくれしているがゆえに危険であったり、犯罪者であったり、不安定であったりするグループがあるという理論に援護されていた。

この保護主義の哲学は、知恵おくれの人々を、美しいが人里離れたところに建てられることの多い、特殊施設で孤立させることになった。そこに設立される公共施設はますます大きくなり、孤立を和らげ、より多くの種類の小社会をつくること

*Bank-Mikkelsen, N. E.: Changing patterns in residential services for mentally retarded; part 4: Patterns which are changing. National Board of Social Service "Social styrelsen", 1977, Denmark.

**Director Danish National Board of Social Service

***東京慈恵会医科大学小児科(長野大学)

になった。これらの公共施設ではあらゆるタイプとあらゆる程度の知恵おくれの人々を受け入れた。そのため、知恵おくれの人々の社会がつくられることとなり、その目的はこれらの社会を自活させることであった。

しかしながら、早くも1888年には男女数名が主として農家においていわゆる「家庭による世話」を受け、そこでは、最も能力のある者は男は単純な作業、女は家事に参加した。

今世紀の初頭から、知恵おくれの診断はもっぱら知能検査によってなされていて、最高限度はIQ75と定められていた。人々は“IQの不変性”を信じた——今日では完全に捨て去られた理論である。

住み込みの施設でのケア——医師による指導

目的は、実際的に治療を施すことでなく収容している人々の世話をすることであった——彼らが快適な、心地よい生活をおくれるように。最も能力のある子ども——「境界児」及び軽度の知恵おくれの子ども——の教育のため、大きな公共施設ではしだいに学校が開かれていった。この教育は普通教育を適用したもので、「教育可能な者」と「教育不可能な者」とをはっきり区別した。後者には教育をうける権利がなかった。私的な学校を別とすれば、知恵おくれの子供のための昼間の学校は第二次世界大戦後までなかった。一般の小学校が知恵おくれの子どもの教育を拒否していたので、両親にとっては、自分の子どもを宿泊設備のある施設に送りこむよりほかに方法がなかった。しかも、それすらできたのはごくわずかであった。

大きな公共施設は医師を管理者にして指導された。1930年代には、精神科医たちが知恵おくれの人々のための事業に関心を示し始めた。このことはよりよいテスト法と診断法、それに公共施設の衛生面で若干の改良をもたらすこととなった。これは病院形式のものであった。前述の小さな寄宿学校 boarding school 以外では体系的な教育学的、心理的な活動はなかった。

第二次世界大戦まで、デンマークでは他のスカンジナビア諸国に比べ公共施設の需要はよく満

たされていた。普及範囲は世界でも最高といえなくもない。世話の水準もまた、数箇所でも最高といえる。もちろん、これは非常に相対的な判断である。

知恵おくれの人々が少数のグループとして孤立しがちに作られていた住宅の条件は、明らかに貧しいものであった。それでも、世話をするという目的にとっては適したものであった。忘れてならないのは、法律の制定と施行によって、すべての知恵おくれの人々の拘置所が空っぽになったということである。そして、知恵おくれの人々は公共施設に住むように定められた。こうした公共施設の中にはかつて、あるいは現在なお、いわゆる「犯罪者」用の特別厳重な監視を行なっているところもある。

第二次世界大戦及び戦後の時代

大がかりな公共施設がより以上に拡張されることは、第二次世界大戦によってひとまずなくなっていたが、不幸なことに、1950年代を通じて起こった新しい動きが起こってくる以前に、ふたたび始まった。大戦中に小さな公共施設が20から40箇所に建設され、そのほとんどは私人が所有し、公的に運営されていた。しかし、これら小規模なホームは、公共施設制度の哲学に逆う一時しのぎの解決策であったと考えられる。

量的な面での不足は主に住居についてであり、この結果今まで以上の監督とより大きな公共施設への要求が生じた。職業の分野においては、収容されている人々がその公共施設の仕事に参加することが認められていた——庭仕事、炊事、掃除、洗濯などである。彼らはハンドクラフト、縫物、編物といった余暇活動を行っていたが、産業としての仕事はなく、また、保護的な作業場 work shop もなかった。専門指導者の中には、知恵おくれの人々に働く権利はなく、無為に暮らすことだけができると考える者もいた。

批判の成長

こうした、国家によって運営されている制度において量的な面に不足があるということは、施設

が定員以上になっているということ、順番待ちがあるということである。全体的にいて、他の面ではこうした事業についてはおおむね満足がいくとしていた専門家の間でも、この不足が認められていた。中央の厚生関係当局者も、この標準を批判していた。専門家による批判は教師・心理学者・ソーシャル・ワーカーの中から始まったが、確立した制度とその目的に対する、現実的で厳しい批判は、育ちつつあった「親の会」から起こった。

デンマーク親の会は1951年から52年にかけて設立された。この進展を理解し会の活動に加わった専門家はわずかであった。多くは懐疑的で、この会について、自分たちの仕事に何ら影響を与えない、感情的なグループにすぎないものと考えた。

1953年12月、親の会は事業に責任をもつ社会福祉 Social Affairs の大臣にあてて覚え書を送り、その中で事業の問題点を討議する委員会の発足を提案した。その事項の中で、親の会は次のような、現時点における問題点についての解決策を示した。

- 上記のような住み込みの施設
 - ベッド数20から30の小規模な公共施設を両親・親戚の近くに設立すること
 - 他者の世話を受ける収容者（クライアント）に対する、よりよい監督とより全体的な財源の扶助
 - 収容者（クライアント）のための教育と訓練、および教育されるすべての子どものための義務教育、必要とあれば他の子供より長期にわたって行なうこと（教育の権利）
 - よりよい法的保護、これは公共施設に不本意にはいっている人々すべてに対する司法的な調整を含む
 - 守護方策の配備 guardianship arrangement
 - 訴える権利 the right to complain
 - ボランティア活動の原則
 - 子どもとともに成人のための、特殊作業場 work shop と昼間施設（保護的な作業場 work shop の概念は、この時期にはまだデンマークにはなかった）。
 - 公共施設のための連絡委員会、これには若いスタッフ及び親からの代表を含む
- 最後に親の会の事業について、より上質な教育

と心理学的なものの成果をとり入れる必要があることを強調した。

この覚え書が出されて数ヶ月後、社会福祉省の大臣は親からの代表2名を含む委員会を発足させた。これは1958年9月に提出され、次の年、親の会の願いの多くが新しい法となって叶えられた。

明らかに、親の会が最も直接的で、最も有力な一因となることによって、デンマーク政府はこの時期における知恵おくれの人々のための事業を検討したのである。同時に、親の会によってこの改正は正しい目的をもったのである。改正は困難であった。一方では、原則にあかぬ人々が満足できると考えている制度を打ち壊さなければならず、他方では完全にこれまでのものとは異なった制度がうち建てられねばならなかった。

変化のいくつかの理由

親の会の姿勢は新しいものであった。この姿勢が問題点についての開放的な話し合いの可能性を生み、社会が問題をうけ入れるように導いたのである。さらにまた、改正のための政治的支持を生み出した。

この親の会の新しい姿勢はいくつかの事実を土台にしている。それには知恵おくれについての新しい知識、特にその原因についての知識が含まれる。今や、これが低社会層に限られた社会問題でないことが明白となった。どのような家庭であれ、知恵おくれの子どもをもつ危険性を考えなくてはならない。このことは当事者にまわりついていた罪悪感や恥辱感をいくらかでも減少させた。また、公共施設にはいっている知恵おくれの人々の中には、一般市民と同様に、比較的高い水準を誇る社会では考えられないような生活条件にある人が、多勢いることも、開放的な話し合いによってわかった。対処の方法（医療上、教育学上、心理学上、社会教育学上の）についての新しい知識は最終的に、積極的な対処のしかたの要求——たとえれば教育における要求——を生み出した。

保護主義から正常化へ

知恵おくれを固定した、生涯にわたるものとす

る理論は彼らを“取りのぞく”という実践のもとでは通用した。知恵おくれが、対処の方法や教育や訓練によって影響を受ける力動的な状態であるとする新しい知識は、事業の新しい目的となった。1959年の法はこれを「知恵おくれの人々のためにできるだけ正常に近い生活条件をつくりだす」と述べている。この一節はのちに「正常化」といわれる理論の土台となり、この理論は今日でもなお、そうであるが、我々デンマーク内、及び、障害者に対する新しい姿勢の生まれている他国において、我々へのひとつの挑戦を与えてくれた。

まさに、この「正常化」normalization という用語には語義上の問題があった。これを、知恵おくれの人々をいわゆる「正常人」に変えることだと誤って解釈する人々もいた。正常化とは正常なことを意味するのではない。知恵おくれの人が正常でないのなら、だれがそうなのか？ 正常であることとは何か、そして、平均的などでありたくないと思っている人々への理解が深まっているというのに、いったい誰が「正常」normalでありたいと思うのか？ 正常化とは知恵おくれの人々に正常な住居、教育、労働、余暇の条件を！ということである。正常化とは他のすべての市民が持っている法律的、人間的な権利を彼らにもたらすということである。

正常化は基本的に種々の定説、特に何世紀もの間知恵おくれの人々を困らせてきた保護主義に対する、ひとつの攻撃であった。正常化は定説への反ばくであった。正常化とは、知恵おくれの人々はいかなる特別の扱いもうけてはならないということであった。この概念の論理的内容は「知恵おくれ」といわれる特別な人々のグループの存在を否定しようとするものであった。近い将来、デンマークは知恵おくれの人々の世話をする特別な事業など不必要であることを示すであろう。我々はこの哲学が、正常人と知恵おくれやその他取り残された人々との差別を除去しうるほど強力なものとなるよう願っている。もちろん、このことは知恵おくれの人々や他の障害者に特別な教育や対処法をうける権利がないということではない。このことは、必要があるということに従って用意がなされるべきであって、単に彼らが知能に障害をもつということからなされるべきではないというこ

とである。同じことが、特別な配慮を短期間あるいは一生の間にわたって必要としている他の市民についてもあてはまる。

統合と隔離

正常化は統合と隔離の問題と混同されることが多い。強調しておかなければならないが、正常化は目的であり、統合と隔離は単に実践上の方法である。これは目標に到達するためには何が最適であるか、効果的であるか、個々の状況の評定によって選択される手段である。我々は、隔離はふつう、正常化の達成に最上の手段でないことを経験から知っている。しかし、わたしの知るところでは、重度の知恵おくれの人々の養護学校や特殊学級への隔離が、普通学級に入れることよりも、正常化という観点からみて効果がないということを示す確定的な証拠や実例も見られない。これは統合について繁発する、かなり上っつらの論議にくぎを刺すためにあげたひとつの例にすぎない。

住居、労働、教育などにおける統合は、個人あるいはグループに対する統合とは区別されなければならない。重度のおくれを持つ人々の問題を知っている人なら誰でも、統合が目的でもなく、また単なる手段でもないということに同意するだろう。しかし、誰でも正常化が重度のおくれをもつ市民にも役立つようになされなければならないということに同意している。

「知恵おくれの人々のためにできるだけ正常に近い生活条件をつくりだす」という目的の、1959年法をもう一度ふりかえろう。この非常に簡潔な条文が、正常化という概念に関する国際的な論議全体の出発点である。我々は発生してきたあらゆる理論づけが、本来の考えとかけ離れたものになっていくと見えるので心配している。つまり、知恵おくれの人々における活動や彼らのための活動の目的に適用すべきであるような特別な理論はどこにもない。知恵おくれの人々は、他のどんな市民とも同様に、権利と義務をもつべき平凡な人々であるということである。したがって正常化は保護の理論にも過保護の理論にも反対する。正常化は平等 equality という観点によって効果のあるものとなる。正常化はすべての人々のための、す

すべての市民的・人間的権利をめざす戦いのひとつなのである。

不平等は第三ドイツ帝国に最も顕著に現われていた。そこでは民族・宗教・障害のためにあるグループが差別的扱いをうけ、排除された。これは容認できぬことであり、将来において同様な差別が起これないようにする方法があるとすれば、それは、すべての人間を全体的に、心から、その人の生れ、容貌にかかわらず平等な市民として認めることである。

法の下での平等

このように、正常化の理論における意義ある一面は、あらゆる人の法の下での平等という司法上・行政上の見地である。

それについて説明するために、デンマークが、1950年11月4日に欧州会議によって成立した人民・市民の権利に関する協約を実践するために、さまざまな法令の改変を余儀なくされたということを書いておくのは価値がある。協約には知恵おくれの人々の犯罪や拘留に言及するものも含まれていた。デンマークの憲法自体が同時に改変されつつあった。その結果、今や憲法には行政当局による犯罪も国の一般的な裁判において追求することができるという保証が生まれたのである。

1930年代に成立した非常に制約的な法律の下では、知恵おくれの人々はもし社会にとって相当に迷惑であったり、自活することができなかつたり、子どもをもつ危険性がはっきりした場合には、その意志にそむいて公共施設に監禁されるのであった。子どもをもつ危険性のある場合には、あらかじめ不妊にすることで法を免れるという条件がついていた。

これらのとほりもない規則は民族的に誘導され、取り残された人々を公共施設に孤立させることを狙った、1930年代の理論の結果のひとつであった。その時期に目的とされたことは、知恵おくれの人々をすべて登録し、公共施設に收容し、不妊になった場合だけ外にでれるようにするということであった。優生学の知識が適用されて、この方法が知恵おくれをなくすという信頼が生まれた。今日の知識にてらせば、なぜこういったこと

が成功せず、なぜ知恵おくれの人々の数がこの方法によって減らなかったかは説明するまでもないことである。

司法的な調整

既にみてきたとおり、1954年にすべての行政上の拘束に可法的な調整がもたらされた。1959年には制約的な法律がいつそう修正され、今日では自分や他人を危険なめにあわせると考えられる場合、あるいは放免されたなら、自分自身が相当に困るであろうと考えられる場合だけ、知恵おくれの人々を收容することができる。このような決定も、なお、遠からず裁判にかけられることであろうし、我々は知恵おくれの市民と他の市民との平等がまもなくもたらされるということを、ここでも望んでいる。これが正常化である。不妊に関する法律はすでに成立しているので、今では、知恵おくれの人々を含むすべての市民にとって、不妊は随意である。

1950年代には、制約的な規則についてさらに論議がなされた。精神科医たちは、あまりにも長い間、しかもはっきりした理由もなしに收容者たちを監禁していたことで批判をうけた。今日の事業は、完全といえるほどに、サービスの自由な利用という原則に基づいている。

進歩に向う姿勢

デンマークの中央省庁内の行政法律家たち *administrt lawyers* は、法律的な保護についての論議で主要な役割を果たした。公共施設の専門家のほとんどがデンマーク親の会の見解に理解をしめさなかった一方で、親の会を発足後わずか一年で認め、ふたりの代表をその諮問協議会に迎え入れるという法律をただちに社会福祉省 *Social Affair* の大臣に認めさせた。

さまざまな専門的見解をもつ数人の行政官は親の会の発足当初から両親たちと緊密に活動していた。精神科医たちは一般に非常に保守的で、自分が力をもっている、既に確立した体系に固執していた。教師は非常に限られた影響力しかもたなかったが、1959年法が実施に至ったとき、比較的少

数のこの分野のソーシャル・ワーカーとともに、しだいに重要な存在になろうとしていた。

世話をする職員のうちの多くの人は変化について非常に用心深かったが、法律の成立後、よりよい教育を望んで適度の要求を出した。知恵おくれ協議会（知能遅滞協議会）の行政官と社会福祉省 Social Affair の大臣はこれに同意した。1961年には特別の課程が生まれ、それは三年間で「世話補助員 care assistant」を養成するものであった。この改正された教育には多くの申し込みがきて、いまだにこの課程を学ぶ資格のある人々のうち、約半数以上を受け入れることができないでいることがわかっている。このような職業に対して要求がふえているということは世話補助員 care assistant の質と量が増大することが必要となっていることを意味しているのである。

既に述べたとおり、親の会の設立は、既存の制度を批判し事業の改変を要求する公の話し合いをひきおこした。このことは専門家の多数派の間に次々と対立を増大させた。しかし、1959年以前に既に、事業の行政的な協議会は公の交渉に対して積極的な姿勢をもっていた。1959年法が、2名の両親代表を含めた実行権をもつ協議会という、独立した国内制度を確立させたとき、その主旨は非常に明瞭であった。それは、あらゆる方法をつかった開放と率直さをもっていた。

目にみえた、公のPR活動というものはなかった。しかし、協議会の積極的で率直な姿勢はそれだけでも報道機関の相当な関心となった。質問をしたい記者は誰れでも、当局からあたり限りのいろよい返事を得た。公共施設を訪問したければそのように取り計られた。ドアは広く開放されていた。雑誌、ラジオ、テレビは人々の願っていることを何でも、自由に書いたり撮影したりできた。尊重しなければならないことは、収容者（クライアント）個人の、写真にとられたくないという要求のみであった。

私はアメリカ合衆国からの訪問者が非常に印象的だったのを覚えている。彼は、公共施設のどこにでも我々のあとについてくるカメラマンの一群に抗議したわけではないのだが、彼としては極く自然な態度で、物理療法エリア phsiotherapy area までついて来てもまだ皆が写真を撮ってい

たのに対して反感をもった。彼がこれは許可されていることなのかとたずねたとき、私はこう答えることができた。すなわち、我々には少しも隠すことがない、しかも、我々の仕事は納税者の税金によってまかなわれているのであるし、彼らに対して責任がある。しかしそれでもなお、我々はクライアントが写真に撮られたくないと願っているとしたら、そのありのままの気持ちは守ってあげなければならない。

我々はまた、雑誌やテレビから我々が納得できない状態、受け入れがたい状態を説明するための写真を撮りたいと求められたことがあった。我々の月刊紙において我々は同様の写真を公開し、財政的援助の要請に許可がおりるよりの我々の要求を述べた。我々は多年にわたって「影の部分 black spots」を公表してきた。例えばベット数の多すぎる寄宿舎 dormitories がそうである。これは財政に責任のある人々に圧力をかけるためであり、この目的に公の金を使うことが正当であるかどうかということについて大衆の理解を得るためであった。我々は、完全に体系的な教育を受ける権利があるにもかかわらず、そうしてもらえないでいるたくさん子どもたちがいることを公表した。

1961年以来ずっと、我々は月刊誌を職員全体に送り、その中で進歩の程度に関する批判を含め、我々の事業の活動を記事にしていた。1960年から1970年の間、我々はこの事業の職員300名程で、1年ごとの集会を催した。ここでの出席者はあらゆる部署、あらゆる地位からの代表であり、集会では、前年の活動の結果を示し、それらを他の社会・厚生分野における進歩と比較した。デンマーク全体の雑誌・ラジオ・テレビ関係者が招かれて、この集会はほぼ毎年、積極的な効果をあげた。そして、公共の報道機関は知恵おくれの人々とその施設サービスについて多くを書いた。その内容は、受益者自身の積極的な姿勢があるにもかかわらず、我々の希望や要求に少しも応えようとしない政治家たちに対する批判であることが多かった。当然、こうした集会になじまないサークルもあり、我々は、彼らがそれ以上に参加しないのを非常に残念に思っている。

受益者、大衆や、我々の事業に責任をもつ者たちのもつ批判的な姿勢はPR活動のほんの一部で

ある。同じくらい重要なこととして、どのようにしたら、利用できるだけ多くの財源を得て積極的な結果を手にすることが可能なのかについて述べたい。それは、この分野では比較的容易であることがわかるだろう。我々は障害者のための活動について国の多大の理解を得てきた。公共の資金分配に優先権を得るのは、困難な政治的業務であるが、この国では、ひとたび正しい情報もたらされれば、積極的な姿勢がみられたのである。

一般的な問題は「私たちの街にもってこないで」ということであるように思われる。人々は地域社会の事業を受け入れるが、それでも、宿舎 hostel 屋間の学校その他どんな公共施設でも、自分たちの住んでいるところに開設しないでくれと思っている。そんな場合、たいいては報道機関が知恵おくれの人々の味方となってその地方の抗議的住民に対抗していた。我々のなすべきことは、抗議の声があがろうとしている、彼らは残りの住民をも味方にしようとしていると報道人につげることだけである。10年ないし15年間の公開報道の結果として、我々は報道機関を味方につけ、知恵おくれの人々に有利になるようにした。この副産物として、最近の2、3年間に責任ある行政上の協議会に対する粗っぽい批判もまた起きてきた。それは私の代表となっている協議会に対してである。これは当然の成り行きであるが、やはり不快であり、私は多少納得できない感じをもつ。批判の要旨は我々がたいそう立派な理論全体をまだ実践に移していないということである。事業によってしめされる^{プライブ}考えは大衆の財産となっているが、大衆は今や、立法者と行政者の間の責任の複雑な均衡を理解しないままに、自分たちへの働きかけを要求している。

15年ないし20年前には、受益者はその両親をも含めて、控えめな望みをもつ圧迫されたグループであり、前進をもたらすことならば何にでも恩を感じていた。今日では、幸福なことに、受益者は主権の存する市民あるいはグループとなり、政治家が公約したのに完全には実現されていない自分たちの権利の実現を請求している。これはすべて積極的進歩の一部であり、正常化の一種なのだろう。

これまでデンマークでは重要とならなかった諸要因

これまで外国では重要であったけれど、デンマークでは実践的にみて重要なものとならなかったいくつかの要因についてみていく。

1. ボランティア活動は親の会やスカウトグループから散発的におこる発議を別にすると、これまで重要なものとならなかった。親の会は現在、圧力団体として機能しているが、それは重要な機能である。親の会は施設を経営してはいないが、多数の施設を所有し、それを運用するのに必要な費用を支払ってくれるデンマーク国家に貸しつけている。
2. これまで、有名なデニスのように親として発言し、知恵おくれは誰にでもおこりうるという事実を周知のものとするために助力をおしななかった人もいく人かいた。しかし、我国には、知恵おくれの問題に立ち向ったジョン・F・ケネディのような人物も、そして、この問題について特別なことは何もしなかったチャールズ・D・ゴールのような人物もいなかった。
3. 教会はこの領域以外の社会的分野ではこれまで非常に活動的であったにもかかわらず、知恵おくれに関する仕事ではなんら重要な役割をはたさなかった。その理由は教会が福祉国家を信頼し、国は必要なことは何でもしてくれるだろうと思っていたからである。見当違いの安心感である。
4. 大学は実践的にはたいして価値のない複雑な研究以外、我々の収容者（クライアント）のための日常行務に何ら関心をしめさなかった。知恵おくれに関する研究は施設職員自身によって推進されてきた。施設職員は大学内の研究に、現行予算の中から財政的援助を与えるということまでやってあげたのである。
5. 裁判所は、とくに1950年代と最近の行政的収容法問題において、知恵おくれがあるために施設で暮すよう宣言をうける人の数を制限したことにより、かなり重要なものとなった。しかし、その他の面では、裁判所は何も重要な役割を果たさなかった。

いくつかの論争領域

1959年まで各領域のすべてのサービス機関、つまり、すべての公共施設、コミュニティ・サービス、私立収容施設の管理責任は精神科医にあった。このシステムはその後、医師、教育責任者、ソーシャルワーク責任者といったさまざまな領域の専門家から成る、指導システムへと完全に变化した。この専門家たちは現在、事務面の責任者を加え、すべてのサービス機関の責任をとっている。

この管理責任の変化は特に医師の側から強く批判された。そこには「世代間の断絶」の問題があったが、時がたつにつれてほとんどすべての施設の指導者がこのシステムに慣れ親しむようになった。この構成は、いくつかの効果的な治療結果をもたらしつつ、現在いくらか変化してきていると思われる。

しかし、知恵おくれ施設は少なくとも、すでにのべた専門家に加えて、現在では3年間の訓練をうける世話補助員 care assistant の代表を含む多領域にまたがる仕事であることは周知の事実である。最近の教育改革によって、この訓練は今や、ソーシャルワークの全域に一般化されるようになっていくだろう。この訓練のおかげで、障害の種類別にみた仕事ではなく、児童、若（年）者、老人全般に関する仕事が専門化される機会が与えられたのである。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知能障害等々といった特定の種類分けは管理行政システムから消えてしまうだろう。これが正常化つまり、いくつかの集団として分類することなく、他の市民と平等であるということである。これは管理の正常化つまり、これらの市民に対する管理の責任を、専門的管理機関から州や地方自治体の地方当局に譲るということを伴っている。

この問題の複雑さは知恵おくれに対する特殊施設が発達している国においてのみ関心を持たれているものである。発展途上国は、何もないところから始まったので、多くの西洋諸国が通過せざるを得なかったこの発展段階をさけることができたのだった。（私の論文を参照されたい。「分類・記録の理論と実践」Montreal ILSMH, 1972）

正常化そのものについてデンマークではずっと

論争があった。上述のごとく、正常化は保護主義にまっこうから反対するものであるが、我国には今だに多くの保護主義支持者がいる。この姿勢は市民の広範な部分のみでなく、我々の施設職員の中にも存続している。一部分は、少なくとも知識が不足しているために、これらの人々は知恵おくれについて古く、保守的な見解を持っているのである。自分たちの子どもが大きくなって家庭から離れていけば、両親の過保護な姿勢から解放されるという事実をどうしても理解することのできない古い世代の親たちの間では、この姿勢（保護主義）は特に正しいものとされている。

デンマークにおいて、我々は正常化について他の国ほど理論化できていない。しかも、我々は理由をもってあるいは理由なく、お互いに誤解することが多かった。他の国と同じように、正常化の概念はデンマークでは論争的になっているが、この領域で、もっとも積極的にとりくむべきものとして残っている問題のひとつである。

男性と女性を同居させることと性生活、結婚と子どもをもつこと

男性と女性をめぐる問題は当然のこととはいえ論議的となった。デンマーク人が性の問題に対して進歩的な態度を取ってきたことはよく知られている。したがって、討論は外国に比べるとくつろいだものだったように思われる。しかし、論議的になっているのが知恵おくれの人々である場合、この分野にしのびよる偏見が拡大されてきたという事実をはっきりと認識しなければならない。我々には特定の宗教的偏見はない。デンマーク国教（福音主義ルーテル教徒）は進歩的な態度をとっているし、数少ない我国のカトリック教徒でさえもこの点に関しては比較的進歩的である。

男と女のクライアントを公共施設や病棟で同居させることは、伝統や個人の見解によってスピードは異なっているが、一般に承認されるようになってきた。我国の古い施設の多くは、男性と女性を、知的障害者であれ、他の障害をもったものであれ、あるいは障害が全くないものであれ、同時に収容できるようには造られていないのである。これは、例えば、我国には共同の洗濯場と化

粧室の設備のついた20床ぐらゐの寮がほんの数箇所しかないためであった。

新しい病棟や住み込み施設等は両性を収容できるように設計されている。こういった家は、住人、少なくとも大人の住人が個室を持つのは人間の権利として当然のことと考えている。この原則について多くの論議が行なわれてきたが、遺憾なことに、あらゆる場所で力を持つにはいたっていない。男女同居の病棟は子どもの場合なら問題はない。それは10年来存在してきたものである。

性生活の権利は人間の基本的な権利であるが、また、全世界のほとんどの場所で知恵おくれの人からうばわれていた権利でもある。デンマークでは原則として知恵おくれの人の性生活の権利がうけ入れられている。しかし、そこには手続きに関するたくさん問題があり、この原則が全市民にうけ入れられるようになるまでは長い期間がかかるだろう。知恵おくれの人も、他の人々と同様に学校や家庭で性教育をうけている。しかし、性教育は特に施設の職員にとって新しい問題を生みだした。我々はこの問題を公開で討論してきた。例えば職員は重度の知恵おくれに、たとえそれが唯一の性欲の解消法であるにしてもマスターベーションを教えるべきかという問題がそれである。個々の意見はこの点についてさまざまであったが、しかし、会議では性的な問題に関する討論はかなり進歩した水準に達していることが明らかになった。時代遅れの保守主義者の見解が、知恵おくれの人々がマスターベーションを自己満足的にそして乱用するのではないかという恐れをともなして提出された。しかし、この問題に対する姿勢はおおむね肯定的なものであった。この問題に関する60年代の3日間に渡る公開討論のち、静かにそして正しい方向に進歩が開始されたのであった。しかし、偏見があるために、まだ時間がずいぶんかかるだろうということも分かったのである。

デンマークの法律では知恵おくれがあつたり知能障害がある場合には、結婚に際して特別の許可がいることになっている。この法令は1922年につくられ、1938年には軽度の知恵おくれも含むところまで拡大された。この法令は大部分、優生学的考察に刺激されてつくられたものである。最近、政

府の委員会は、我国の知恵おくれの人とそれ以外の市民の間の平等を推奨している。その報告は、デンマークの結婚に関する法律をより広く自由なものに変えていくという文脈の中で、議会によって承認されるだろう。結婚の許可を望んだ知恵おくれの人々は既に可能なことが多かった。許可を求めるのは多くは軽度・中度の遅れをもった人々であり、重度の人は結婚する希望をめたに持たないからである。

知恵おくれの人が結婚するにさいして特別の許可を必要とするという法律は知恵おくれに対する差別処遇であり、知能遅滞者のための施設や親の会が、その変化を強く期待してしてきたものである。時代遅れの保護主義者たちの反対はあったが、知恵おくれのこの、結婚に関した分野での平等は国会でも社会でも広範にみとめられた。一般に幸福ですばらしく、美しいとされているもの、結婚に反対してまで知恵おくれを保護するという保護主義者たちの望みは矛盾しているように思われる。しかし、この手の“主義”がいくら奇妙な方向にそれてしまうというのは考えられないことではない。

子どもを持つという問題は結婚する権利に関する議論とこみにして論じられてきた。しかし、統計的には多くの子どもが結婚によって生まれるにしても、2つは全く別の問題である。知恵おくれの人あるいはそれ以外の人々についても、子どもを生むべきかどうかは個々のケースについて個別に考えなければならない。経済的に、社会的に、そして人間的にみて子どもをもった方がよい知恵おくれもいるだろうし、その反対の人もいるだろう。これは知恵おくれ以外の人についても言えることである。問題は家族計画のための最良のアドバイスをしあげられるかということのみである。避妊具の使用については今日問題はないし、知恵おくれの人がピルやその他の避妊具をつかったりする権利をもつということについては何の問題もない。

我々は皆、知恵おくれの人々が結婚する権利があるかどうか議論する場合、偽善的に、彼らに性生活をおくる権利があるかどうかという議論をかくしてしまうということを知っている。これは、私が世界中でおこっている討論から経験している

ことであるが、知恵おくれの人が正常に生活する権利があるかどうかの問題は、結婚という仮面をかぶって提出されている彼らの性生活の問題が討論されるようになったとき、完全な理解に達するのである。

政治的にみて反動的な姿勢は、デンマークのシステムのように政府に支えられたシステムにとっては危険な結果をもたらす。知恵おくれの人々のために使う経費は中央政府のレベルで年間予算に集約されるのであるが、これは経費を発見しやすく、手に触れやすく、そして切りつめやすくするためなのである。純粹に財政的に考えて、我々の財源は減らされてきたという事実を我々はすでに知っている。過去、予算がへらされると我々の施設の成長は速度がおちたが、将来は我々のサービスにさらに直接の打撃を与える制約が起こると思われる。

施設を脱中央集権化させることは、管理責任を地方当局に移譲することにより、1970年代の終わりまでに完成されると思われる。そのことによって、中央での予算が減らされるという危険は減少するだろう。しかし、脱中央集権化によって例えば、国内で場所がちがうとサービスの質もちがったものになるという他の危険がおこることも考えられる。これは、正常化の基礎である平等の原則に反するものである。

知恵おくれのための私立の施設はデンマークではあまり目立たない。しかし、デンマークやその他の西洋諸国が将来直面しそうなきびしい経済状態によって私立主導型の施設ができるだろう。こういった経済的困難が、貧困の結果としてでなく、むしろ豊かさの結果として生じたものであるとは全く逆説的である。

こういった危険は、サービス・システムの発達した国に起こるものであり、我々は、不満足な制度を改善するための闘いで使う武器によってこの危険と戦っていかなければならない。最も重要な武器は、情報をあまねく広めること、つまりPR活動である。

親の会がPR活動を主な武器として使ってきたことは明らかである。しかし、親の会のPRは不満のある受益者からの主観的な圧力であると考えられてきた。それ故専門家による客観的な資料に

よって裏づけされたものになる必要があるだろう。この国では、概して受益者の見解と専門家の評価が一致するということが知られている。PR活動は非常に重要である。PR活動は施設の欠陥と不十分さについての記述、そして規準を改善しうる可能性に関する情報から成り立っていることが望ましい。ある場合にはPRは費用の効果を考えるのに役立つ。PRは政治的に有効な方法であるが、さらに、人間的な見地から問題を論ずるところまでいかなければならない。

過去において、政治家と大衆は知恵おくれの分野での進歩とは、当然のこととして、生活、仕事、そして教育条件の改良のことであると見なしていた。今日、彼らは論点を2つにしぼっている。それは、財源がどんな風に使われるかということ、この政策が経済的・政治的にみてどのような結果をもたらすかということである。

評定することは必要なことであり、自然な要求である。これはすべての財源についていえることである。金、家屋、職員そして知識、すべてそうである。この中でも特に重要なのは全予算の1/3をのみつくしてしまう職員である。我々は職員の努力によって最高の利益を得ている。職員の構成はどんなふうになっているか？ 異なったグループ間の協力のレベルはどんな具合だろうか？ こういったものはすべて財源をどんな風を使うかという、ありきたりの問題であるが、これが目的との関連で見られたことはめったにない。施設でやっている仕事の内容を記述することは、財源調査に重要な副産物を生んだ。その記述内容によって各分野でのサービスのレベルを比較することができる。例えば、知恵おくれの子どもにも与えられる教育の範囲は、いわゆる正常児あるいは我国の大学生に与えられるものと同じだろうか？ 同様に、知恵おくれの人々とそれ以外の市民の間の住居条件の比較もすることができる。財源の調査は、財源を制限したいという政治家の思惑にもとづいているのだが、結果をつかって、新しい財源を与える決定ができるような情報も、もたらすのである。

政治家は当然、今ここでなされていることの結果がどうであるかを知りたいと思っている。目標が達成されたかどうかを知ることが必要である。それは、計画プロセスの一部であり、現代政治の方

法として、よくも悪くも利用される可能性がある。計画は施設改善の進行を止めてしまうのにさえ使われる可能性があるのだ。

長期計画の手続きを改良するためにさらに情報をつけ加えるという要請によって、会議で、論議する必要のない緊急必要事項にまで、ゆっくりと時間をかけてしまうことがある。しかし、うまく使われるならば、計画の手続きは進歩をうながし、日常的に、目的を達成するために必要な入力inputを調整する方法となる。

以上の考察は財源や計画の使用にさいしての一般的な見解をのべたにすぎない。つまり、改良進歩のために必要にして重要な現代の管理技術について記述したにすぎない。評定と計画は今日デンマークで重要なものになっていることは明白である。しかし、これが政界サイドで使われると施設進歩の速度がおちてしまうように思われる。将来は財源をもっと有効に使うという結果をもたらすかもしれないが。また、これによって、現存している施設が最良の方法で運営されていても、さらに多くの財源が必要なのだという事実が明らかになるかもしれない。

現在の批判的政治姿勢はより大きな全体の一部であるという観点からみななければならない。デンマークの福祉制度はさまざまなレベルでの貧困があった時期にはじめられた。食物、衣服、住居という点からみると、現在の社会には貧困はない。一般的に言うならばデンマークの国民には、現在の経済的問題はあるにしても、財源的問題はたいしてない。しかし政府が撲滅することのできない、個々の貧困が残っているということは強調しておかなければならない。しかし、概していうならば我々はもう、個々人とその家族が生き残るための条件を、法律によってつくるのが目指された時期を通りこしてしまった。今日の問題は財政的資源などをどんな風に分配するのかということであり、こういう状態だからこそ、何が最も優先されなければならないかを再考してみるのも悪くないのである。

そうすると、知恵おくれの人々はいまだに最優先されていないということが分かるだろう。私の個人的見解であるが、ある種の障害者集団は恩恵をこうむっていないし、色々なことが進歩したに

も拘らず、知恵おくれの人は、全般的にはそうではないにしても、個々人としてはまだ優先順位の低いところにいるのである。デンマークを訪れた外国人は、デンマークの知恵おくれの施設について、あたり限り肯定的にかいている。我々はその人たちにこの15年・20年の間に多くのことがおこったと言っておこう。それでもやはり、親の会の人もいうように、我国の施設はまだ「発展途上にある領域」として考えていかなければならないものである。

最後に、態度についての非常に重大な問題についてももう一度考えてみたい。最も重要で主要な目的は障害をもった人々に対して肯定的な態度をつくりだすことであるにちがいない。ありのままの例をだすことによって、やらなければならない問題がどんなに残存しているかが明らかになるだろう。教育をうけられないでいる、重度のおくれの子がたくさんいる。もし、「正常な」子供が就学の年になっても学校に行くことを拒否したら、両親は力づくでも子供を学校に送りこむだろう。もしそれでもこぼんだら、児童福祉局か警察が割って入るだろう。それでは、社会は知恵おくれの子供が教育をうけられないでいるのを認めているのだろうか？ 彼らが学校にいかないでいる場合の唯一の抗議は、両親とこの分野の専門家からおこるのみである。しかし、少数派であるために彼らは無視されてしまうことが多い。完全な平等は、障害者についてはまだ達成されていないということは明らかである。

時がたつにつれて態度は変わった。両親の態度が変わり、知恵おくれの人そのものの態度が変わり、この分野で働く専門家の態度が変わり、そしてかなりの程度まで大衆の態度も変化した。現在もっとも重要なのは政治家の態度がどうかということである。我々の知識と経験は、ついに、現在の財政資源が可能にしてくれるものに先行してしまった。知恵おくれの人にするように立法者から望まれていることを、我々はいつでも実行に移す準備ができています。

統計的な話題

この結論の節では、これまでのところで述べた

Table I

NUMBER OF INSTITUTIONS AND CLIENTS

	Number of Inst.		Number of Clients	
	1958 / 59	1974	1958 / 59	1974
<u>1. Residential Institutions</u>				
Central Inst. (regional centers)	6	11	5,874	5,556
Local Institutions (Satellite Inst.)	14	28	2,024	2,374
Relief & Holiday Homes	1	7	18	47
Special Treatment Homes	0	2	0	9
Homes for Children	0	2	0	26
Treatment Home (delinquents)	0	1	0	5
Boarding Schools	3	1	625	54
School Homes	3	18	83	298
Youth Boarding Schools	0	5	0	107
Hostels	1	32	15	656
Semi-private Care Homes	26	19	612	365
Total Residential Institutions	54	126	9,251	9,497
<u>2. Day-Institutions</u>				
Schools	19	72	1,150	3,734
Kindergartens	5	51	177	880
Workshops	3	50	85	2,764
Youth Schools	0	3	0	152
Total Day-Institutions	27	176	1,412	7,530
TOTAL INSTITUTIONAL CARE	81	302	10,663	17,027

いくつかの見解についての数字上の実例が示される。Table Iには現在の制度が1958から1959年にかけて確立されて以来の施設の数と規模の発達の公的記録がしめされている。

このいくつかの統計は、住宅の必要な人々のために、以前より小さな単位の住宅の制度にむけた公共施設が発展しつつある傾向をはっきりと示している。同時に、住みこみ residential 施設以外の施設——学校、幼稚園、作業場 work shop にいるクライアントの数と、全面的あるいは部分的に自分のアパートか部屋か宿泊所 hostel かあるいは両親といっしょに住んでいるクライアントの数も明確に増加している。

さらに、単に消極的な型のサービスしかうけていない知恵おくれの人々の数は最少限に減少してきている。

住み込み施設にいるクライアントの数はこの

間、1958—59年の9,251人から1974年の9,497人にかろうじて増加したに過ぎないことが分かる。実際1974年には住人1,000人につき2.0人から1.8人に減少しているのである。しかし、住み込み施設内の施設数は合計54から126に増加した。これはつまり、施設の規模がかなり小さくなったことを意味している。この間の初期の施設あたりの平均ベッド数は170であったが、1974年になると、施設あたり74ベッドに減少した。

さらに、住み込み施設内の施設は種類が多くなった。初期には7種類だったが、1974年には11種類に増えた。

最後に、施設の性格がかなり変化してきている。小さな施設と同様大きな施設でも、施設の単位は以前より小さく、より住みごこちのよいものになっている。職員の役割はもはや単に住人を監督するに留らず、今日ではより特殊化された技術をも

ったチームとなっている。いいかえるとより活動的でより人間的な環境が確立されてきたということである。この概念の形成の一因となったのは2つの環境の原則——つまり住宅環境と仕事の環境を分離することである。これは可能な限り広範に実施されている。

クライアントのできるだけ多くの部分に個室を与えることは最も重要な発展としてあった。1958年から59年にかけての公共施設は、諸外国と同様に、簡単な家具しかない部屋に30人以上もの住人がいる住宅が特徴だった。デンマークでは、この奇怪な住居条件（寝室）を解消するために一貫した努力がなされてきた。その目標はそれによって利益をえる全ての人々に個室を与えるということであった。これは幼児期以上にある多くの知恵おくれの人々に利益となることが証明されている。Table IIはこの点について1971年にどんなに大きな進歩があったかをしめしている。

個室を供給するための進歩は1971年以来ずっと続けられている。

公共の住みこみ施設がへってきたのは、家族が自分たちの家に遅れた子どもをおいておくことができるように補助されたこと、若い知恵おくれの

人々が、自分の家庭生活を確立できるように援助がなされたためである。施設でのケアの解消による進歩は、この間ずっとデイ・ケア施設が増加してきたことによってなされてきた。これはTable Iの下の段にしめされているが、デイ・ケア・サービスは1958年から59年に全体で19の学校 school と、5の幼稚園 kindergarden と3つのワークショップ work shop、全体で1,412人のデイ・ケアの収容力があったのが、1974年には3,734人の収容力をもった72の学校、880人の収容力をもった51の幼稚園、2,762人の収容力をもったワークショップ、そして152人の収容力をもった青年学校 youth school に発展したことが、この表によって分かる。これによって、この15年間にデイ・ケア活動は5倍以上に増加したことが分かる。住みこみ施設内でのいくつかの活動についていうと、デイ・ケア活動は施設内でおこなわれてきたが、実践的にはいつも別の建物でおこなわれている。しかし、大部分、これらのクライアントもまた、デイ・ケア活動を住みこみ施設以外のところでうけるようになっていくだろう。

最後に、住みこみ施設あるいはデイ・ケアの施設で知恵おくれの人々がサービスをうける必要性

Table II

ROOMS AND BEDS BY SIZE OF THE ROOMS

February, 1971

<u>Beds per Room</u>	<u>Rooms</u>	<u>Beds</u>	<u>Beds P.C.</u>
1	1, 474	1, 474	15. 0
2	932	1, 864	18. 9
3	455	1, 365	13. 9
4	364	1, 456	14. 8
5	123	615	6. 3
6	116	696	7. 1
7	41	287	2. 9
8	86	688	7. 0
9	39	351	3. 6
10 ~ 14	53	580	5. 9
15 ~ 19	14	230	2. 3
20 ~ 24	7	152	1. 5
25 ~ 39	3	79	0. 8
TOTAL	3, 707	9, 837	100. 0

は、それ以外の作業能力の低下した市民と平行して、彼らが、能力不全者のための年金を得る機会が増えたことによって、かなり減少してきている。この制度は、1965年に個人々人を評定した結果つくられた（以前は能力のないことだけが評定されていたのだが）。能力不全者のための年金は生活費にみあったものなので、かなり多くの軽度知恵おくれの人が、自分たちに対して特別の配慮がなされなくても自活していくことができるようになった。

独立して借屋・アパートに住んでいる知恵おくれの人々の数はかなり増加してきている。能力不全者のための年金は別として、社会は彼らの自由になる住居を供給する力があるのだから、助成金は住居に困っている人たちがいわゆる正常者である場合でも付与するのがよい。

知恵おくれの人のための施設に登録される人の数が、ここ数年増えておらず、住人1,000人につき4.4人に留まっている状況がうまれつつあることの背景として、このことが要因のひとつになっていることは間違いない。

将来の計画

知恵おくれの人のためのサービスの長期計画は、本当の意味ではまだつくられていない。しかし、既につくられたものについていうと、長期の計画は現在の発展と政策が維持されるという前提にもとづいている。この長期計画はクライアントの診断にもとづき、そして今世紀になされた多くの経験をもとにしている。施設の発展の推移は、各年令層に必要な施設のパーセンテージの分布を確定するのにつかわれた。

著者略歴

N. E. BANK-MIKKELSEN は1919年にデンマークに生まれた。彼は1944年にコペンハーゲン大学で法律学の学位を得た。1944—45年にかけて彼はレジスタンスに参加した。1946年にはデンマーク社会福祉省（局）Social Affair に入り、ついで1950年に知恵おくれの施設に入り、1959年に長となった。彼の指導のもとに施設は6倍にも成長し

た。Bank-Mikkelsen 氏は精力的に講演・相談活動を世界各国でおこない、1968年には氏の計画を発展させたという業績を認められて、ケネディ基金賞をうけた。1971年から社会福祉局 National Board of Social Service の障害者保護リハビリテーション部門の長をつとめている。

訳者あとがき

この翻訳は訳者が27才のときのもので、翻訳というものを行った最初である。この原本を、実際にミケルセン氏に会ってこられた、四国学院大学教授中園康夫先生に紹介され、翻訳することを勧められた。

一読して、障害者に対する見方、施設への政策など、我国とは全くちがっているのに、非常に感激したことを、今でもよく憶えている。そして、障害者を社会から排除するのではなく、社会の中に参加させていこうという「ノーマリゼーション」の考え方が、にわかには我が国に根づくとは思えなかったが、その考え方だけでも紹介できればと思い、さっそく夏休みを利用して一気に完成させてしまった。

このように勢いついて訳せたのはミケルセン氏の経歴の中に、レジスタンスの闘士であったという一行があったことへの、その当時の共感に負うところが大きい。レジスタンスの闘士とソーシャル・ワーカーというイメージが、一人の人の中に統合されていることに共感してしまったのだ。やはり北欧の福祉は闘いとられたものなのだ！ 慈善事業などではないのだと思った。

デンマークというのはあの人魚姫のアンデルセンを生んだ国である。アンデルセンには「マッチ売りの少女」という作品もある。あのような貧しさがあったからこそ、ともに分かち合うという福祉の思想が生まれてきたのではないかと考えた。

シチズン（＝市民）というコトバがたくさんでくるが、デンマーク人のいうシチズンは我々が市民というのとはだいぶちがっているのではないかと思った。市民というそらぞらしいコトバではなく、例えば、お互い日本人じゃないかといったような情緒的な結びつきのニュアンスまでも重ね合わせることで、歴史をもったコトバなのではなからうか？ だから、彼らにとっては、障

害者がシチズンでないなどということは許せないことなのであろう。

このようなわけで、ほとんど一気に訳してしまった。この原本は、他のデンマークやスウェーデンの論文といっしょにして、中園先生の編訳で出版される予定であったが、諸々の事情により日の

目をみななかった。

そこで、訳者の一編だけでも紹介したいと思い、紀要にのせていただくことにした。掲載を許可していただいた編集委員会の先生方に感謝するとともに、翻訳をすすめて下さった中園康夫先生に深謝する次第である。